

# 令和6年度 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト受験案内

出願受付期間

令和5年4月3日（月）午前10時00分から令和5年5月8日（月）午後5時00分まで

令和5年3月6日  
大阪市教育委員会

このテストは、大阪市公立学校・幼稚園教員の採用に当たっての選考資料を得るために実施するものです。

## 大阪市教育委員会の求める人物像

大阪市では、子どもが安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現や、心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上、ICTを活用した教育の推進に貢献できる次のような教員を求めています。

1 情	熱	教職に対する情熱、愛情、使命感を持ち、困難にも立ち向かえる人
2 教師としての基礎力	広く豊かな教養を基盤とした、専門性と指導力を備えた人	
3 人間味	子どもに対する教育的愛情と、カウンセリングマインドを備えた人	

## 今年度の主な変更点

- ・受験資格の年齢制限を緩和します。（P 2 参照）
- ・専門性を有した多様な人材を採用するため、校種「中学校」（数学、理科、技術）において、普通免許状を有しない方を対象としたスペシャリスト特別選考を新設します。（P 3 参照）

## 1. 採用予定数

校種	教科等	出願に必要な免許状	採用予定数 <sup>※1</sup>
幼稚園	_____	幼稚園教諭の普通免許状	約10名 <sup>※3</sup>
幼稚園・小学校共通 <sup>※2</sup>	_____	幼稚園教諭及び小学校教諭の普通免許状（両方の免許が必要）	
小学校 <sup>※8</sup>	_____	小学校教諭の普通免許状	約420名
中学校 <sup>※8</sup>	国語、社会、数学 <sup>※4</sup> 、理科 <sup>※4</sup> 、音楽、美術、保健体育、技術 <sup>※4</sup> 、家庭、英語、特別支援学級 <sup>※5</sup>	中学校教諭の出願教科の普通免許状 <sup>※4※5</sup>	約240名
	養護教諭（幼稚園） <sup>※6</sup>	養護教諭の普通免許状	若干名
	養護教諭（小学校・中学校共通） <sup>※6</sup>	養護教諭の普通免許状	約20名
	栄養教諭（小学校・中学校共通） <sup>※7</sup>	栄養教諭の普通免許状	若干名

※1 採用予定数は、「一般選考」、「障がい者対象選考」、「大学院進（在）学者対象選考」及び「スペシャリスト特別選考」の各選考区分の合計です。なお、障がい者対象選考区分の採用予定数は約20名、スペシャリスト特別選考区分の採用予定数は若干名です。

※2 幼稚園・小学校共通は、原則、幼稚園での勤務となります。

※3 幼稚園及び幼稚園・小学校共通の採用予定数のうち、幼稚園の採用予定数は半数を超えないものとします。

※4 中学校の数学、理科、技術は、スペシャリスト特別選考により出願する場合のみ、普通免許状を要件としません。

※5 中学校の特別支援学級は、中学校の特別支援学級専任教員としての勤務となります。出願には、中学校教諭の普通免許状（校種「中学校」で募集されている教科のうち、いずれかの教科の免許状）が必要です。なお、特別支援学校教諭の普通免許状は特に要件としませんが、当該免許状を所有している人には加点制度があります。

※6 養護教諭（幼稚園）（以下、「養護教諭（幼）」という。）は幼稚園での勤務となり、養護教諭（小学校・中学校共通）（以下、「養護教諭（小中）」という。）は、小学校、中学校又は義務教育学校のいずれかでの勤務となります。なお、「養護教諭（幼）」と「養護教諭（小中）」は志望順位を付けて併願することができます。

※7 栄養教諭（小学校・中学校共通）（以下、「栄養教諭（小中）」という。）は、小学校、中学校又は義務教育学校のいずれかでの勤務となります。

※8 小学校・中学校で採用となった人は、義務教育学校で勤務する場合があります。

※ 各校種の間では、必要に応じて人事交流を行っています。

## 2. 受験資格

受験資格は、「選考区分」又は「第1次選考における特例」にかかるわらず、次の①～③のすべてに該当する人に限ります。国籍は問いません。

### ① 地方公務員法第十六条及び学校教育法第九条に該当しないこと。

#### 地方公務員法第十六条 <欠格条項>

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 学校教育法第九条 <校長又は教員の欠格事由>

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一項第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### ② 「採用予定数」の表に記載した「出願に必要な免許状」を所有すること。

- ・「免許状を所有すること」とは、「令和6年4月1日時点で有効な普通免許状等を所有していること」を意味します。これには、令和6年4月1日までに普通免許状等を確実に取得できることを含みます。なお、令和6年4月1日時点で有効な普通免許状等を所有していない場合には、このテストにより得た一切の資格を失います。
- ・養護教諭の普通免許状を所有する人には、令和5年度中に実施される保健師国家試験の合格により得られる資格を基礎として、養護教諭の普通免許状を取得しようとする人を除きます。

### ③ 昭和39年4月2日以降に出生していること。

## 3. 選考区分

### 〔一般選考〕

受験資格①～③の各号に該当する人。

### 〔障がい者対象選考〕

受験資格①～③の各号に該当し、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳又は障害者職業センター等の公的機関による知的障がい者であることの判定書（以下、「障がい者手帳等」という。）の交付を受けている人。（面接テスト当日に、障がい者手帳等の写しを提出してください。）

障がいを有すること等により、受験に当たり配慮を必要とする場合（手話、筆談、車椅子の使用、点字、拡大文字による受験等）には、必要とする配慮の内容を出願時に入力してください。障がい者対象選考においては、障がいの程度に応じて実技テストの一部免除又は振替を行います。また、採用された場合、公共交通機関による通勤が著しく困難な場合には、自家用自動車等の公共交通機関以外（各自で確保）による通勤も可能です。

### 〔大学院進（在）学者対象選考〕

受験資格①～③の各号に該当し、次の（1）～（3）のすべてに該当している人。

- （1）令和4年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト又は令和5年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストの校種「小学校」又は「中学校」に合格した後、大学院進（在）学を理由として大阪市教育委員会に辞退届を提出し、令和6年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト（以下、「R 6 テスト」という。）における大学院進（在）学者対象選考の該当者として受理されていること。
- （2）令和5年度中に大学院修士課程等を修了すること。
- （3）令和6年4月1日までに、辞退届提出時に指定された校種教科等の専修免許状（中学校（特別支援学級）は、特別支援学校教諭一種免許状を含む。）が取得できること。

※ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に大学院を修了できなかった場合又は令和6年4月1日までに出願に必要な専修免許状（中学校（特別支援学級）は、特別支援学校教諭一種免許状を含む。）を取得できなかった場合には、このテストにより得た一切の資格を失います。

※ 大学院進（在）学者対象選考の受験資格が得られる年度及び校種教科等は、辞退届提出時に決定されています。決定された年度及び校種教科等以外で受験する場合には、この選考区分での受験はできません。

※ この選考で出願する場合、**特例は「なし」**を選択してください。

### 大学院進（在）学者対象選考のテスト内容

- ・第1次選考のすべてと第2次選考の筆答テスト及び実技テストを免除し、第2次選考の面接テストのみとします。

## 〔スペシャリスト特別選考〕

受験資格①～③の各号に該当し、校種「中学校（数学、理科、技術）」において、普通免許状を有しない人又は普通免許状の取得見込みのない人で、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する人。

- （1）出願時点で、博士の学位を有し、受験教科の分野における高度な専門知識・経験又は技能を有する人。
- （2）出願時点で、修士の学位を有し、かつ、大学・企業又は研究機関等において、受験する教科に相当する専門分野の研究・開発にかかる勤務経験等が令和5年4月30日までに通算3年以上あり、受験教科の分野における高度な専門知識・経験又は技能を有する人。

（出願される場合は、受験教科・勤務実績等の確認が必要ですので、教職員人事担当（06-6208-9123）まで、必ず事前に連絡してください。）

※ 勤務経験等には、博士課程（博士後期課程）期間を含みます。

※ スペシャリスト特別選考申請書（大阪市教育委員会ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/>に掲載）、学位授与等証明書及び勤務実績等を証明する書類を令和5年5月19日（金）までにご提出ください。（必着）なお、提出があるまでは出願審査が保留となる（受理されない）ため、できるだけ速やかにご提出ください。

※ 期間の算定に当たっては、その月に1日でも勤務等があれば1か月とみなし、12か月で1年としてください。ただし、同じ月を重複して算定することはできません。また、この期間には、休業・休職等により実質上勤務等していない期間を含みません。

※ スペシャリスト特別選考申請書、学位授与等証明書及び勤務実績等を証明する書類に虚偽の記載があった場合には、このテストにより得た一切の資格を失います。

※ 令和6年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストに合格した人は、特別免許状の授与申請を大阪府教育委員会に推薦し、大阪府教育委員会の教育職員検定に合格して特別免許状が授与された場合に教諭等として正式採用します。

※ 教育職員検定合格から正式採用までの間に、必要となる研修の受講や採用関係書類の提出をしていただくこととなります。

※ この選考で出願する場合、**特例は「なし」**を選択してください。

### スペシャリスト特別選考のテスト内容

- ・第1次選考の筆答テストにおいて、択一式のテストに替えて論文試験を実施します。
- ・その他の選考内容については、一般選考と同様とします。

### ※ 特別免許状について

- ・特別免許状は、大学等での教職課程を履行していない者に、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により免許状を授与する制度。
- ・授与要件として、次のア、イのいずれにも該当する者。
  - ア 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
  - イ 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

## 4. 第1次選考における特例

### 〔社会人経験者特例〕

次の（1）又は（2）のいずれかに該当する人。

- （1）平成30年4月1日から令和5年4月30日までの間に、法人格を有する民間企業又は官公庁等での正社員又は正規職員としての勤務経験が通算2年以上ある人。
- （2）平成30年4月1日から令和5年4月30日までの間に、独立行政法人国際協力機構法の規定による青年海外協力隊等としての活動経験が通算2年以上ある人。

※（1）について、**正社員又は正規職員として認められない職（契約社員、派遣社員等）の勤務経験は、対象となりません。**

※（1）及び（2）の期間には、教諭経験者特例、大阪市立学校園現職講師特例及び講師等経験者特例に該当する期間は含まれません。

### 〔特例内容〕

- ・第1次選考の筆答テストにおいて、出題された問題のうち、思考力・判断力を測る問題のみを解答します。

## 〔教諭経験者特例〕

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する人。

- (1) 出願時点で、国公私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等（以下、「学校園」という。）において、正規任用の教諭（認定こども園において、幼稚園としての教育課程内の授業等を担当する職を含む。）、養護教諭又は栄養教諭（以下、「教諭等」という。）として在職しており、平成30年4月1日から令和5年4月30日までの間に通算2年以上在職経験がある人。ただし、大阪府、大阪市、堺市及び大阪府豊能地区教職員人事協議会が実施した採用選考に合格し正規任用された教諭等として出願時点では在職している人を除く。
- (2) 大阪市立の学校園において、正規任用の教諭等として、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に通算2年以上在職経験がある人。ただし、大阪府、大阪市、堺市及び大阪府豊能地区教職員人事協議会が実施した採用選考に合格し正規任用された教諭等として出願時点では在職している人を除く。

※ 教諭、講師等の名称に関わらず、期間の定めのない雇用形態（任期付採用や臨時的任用の場合は除く。）の職が、教諭経験者特例の対象となります。

※ 日本国籍を有しない人が任用の期限を附さない常勤講師として勤務した実績は、教諭経験者特例の対象となります。

※ 出願できる校種教科等は、出願に必要な普通免許状を所有し、かつ、(1)又は(2)に該当する在職経験の中で、通算1年以上、教諭等として教育課程内の授業等を担当した実績（週当たりの時間数は問わない）のある校種教科等に限ります。ただし、次の校種教科等は、「教育課程内の授業等を担当した実績」を校種教科等ごとに示す実績に読み替えます。

・幼稚園・小学校共通：幼稚園又は認定こども園において教育課程内の授業等を担当した実績

・中学校（特別支援学級）：中学校の特別支援学級において学級担任を勤めた実績

※ 通算2年以上の在職経験には、出願校種教科等と異なる在職経験を通算することができます。

### 【特例内容】

- ・第1次選考において、筆答テストを免除し、面接テストのみとします。

## 〔大阪市立学校園現職講師特例〕

出願時点で、大阪市立の学校園において、常勤講師、非常勤講師、習熟等担当講師（週30時間）又は栄養職員として在職している人。

### 【特例内容】

- ・第1次選考において、筆答テストを免除し、面接テストのみとします。
- ・第1次選考の面接テストの点数に、出願時点の在籍校園での評価を反映します。

## 〔講師等経験者特例〕

国公私立の学校園において、教諭、常勤講師、非常勤講師又は教諭の普通免許状を必要とする会計年度任用職員・非常勤嘱託員（認定こども園において、幼稚園としての教育課程内の授業等を担当する職を含む。）として、平成30年4月1日から令和5年4月30日までの間に通算2年以上の在職経験がある人。ただし、大阪市立学校園現職講師特例の該当者及び大阪府、大阪市、堺市及び大阪府豊能地区教職員人事協議会が実施した採用選考に合格し正規任用された教諭等として出願時点では在職している人を除く。

※ 在職経験のない校種教科等に出願することもできます。

※ 通算2年以上の在職経験には、出願校種教科等と異なる在職経験を通算することができます。

### 【特例内容】

- ・第1次選考の筆答テストにおいて、出題された問題のうち、思考力・判断力を測る問題のみを解答します。

### ※ 各特例で必要とする経験に関する注意事項

- ・期間の算定に当たっては、その月に1日でも勤務等があれば1か月とみなし、12か月で1年としてください。ただし、同じ月を重複して算定することはできません。また、この期間には、休業・休職等により実質上勤務していない期間を含みません。
- ・第2次選考の合格者には職歴証明書を提出していただきます。職歴証明書を提出しない場合又は職歴証明書により特例の要件を満たさないことが明らかになった場合には、このテストにより得た一切の資格を失います。

## 〔大学推薦特別選考特例〕

小学校、中学校（数学）、中学校（理科）、中学校（技術）、中学校（家庭）、中学校（英語）では、小学校教諭又は中学校教諭の普通免許状（一種又は専修）取得のための課程認定を受けている大学及び大学院から推薦を受けた人を対象に大学推薦特別選考を実施しており、**その合格者には第1次選考を免除します。大学を通じて推薦書等を送付いたしますとともに、ご自身で電子申請により出願してください。**詳しくは、「令和6年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト大学推薦特別選考実施要項」（大阪市教育委員会ホームページhttps://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/に掲載）をご覧ください。

## 〔教職大学院推薦特別選考特例〕

幼稚園、幼稚園・小学校共通、小学校、中学校（すべての教科等）、養護教諭（幼）、養護教諭（小中）では、文部科学省より設置を認可された教職大学院から推薦を受けた人を対象に、教職大学院推薦特別選考を実施しており、**その合格者には第1次選考を免除します。教職大学院を通じて推薦書等を送付いただくとともに、ご自身で電子申請により出願してください。** 詳しくは、「令和6年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト教職大学院推薦特別選考実施要項」（大阪市教育委員会ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/>に掲載）をご覧ください。

## 〔大阪市教師養成講座修了者特例〕

令和4年度大阪市教師養成講座を修了した人は、**修了した校種教科等の第1次選考を免除します。**

※ R 6 テストを受験する場合に限ります。

※ 令和4年度大阪市教師養成講座修了証書に記載された名前と現在の名前が異なる場合については、教職員人事担当（06-6208-9123）までご連絡ください。第2次選考の合格者には、戸籍抄本を提出していただきます。

## 5. 特定の資格等による加点制度

### 〔ボランティア加点〕〔校種：すべての校種、教科等〕

すべての校種、教科等（大学院進（在）学者対象選考、スペシャリスト特別選考、大学推薦特別選考特例、教職大学院推薦特別選考特例、大阪市教師養成講座修了者特例を除く。）を受験する人で、下記の要件を満たしている場合には、申請により第1次選考面接テスト受験者の総合得点に加点します。ただし、「英語の免許状・資格を有する受験者に対する加点」、「数学」「理科」「保健体育」のいずれかの免許状を所有する受験者に対する加点、「特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者に対する加点」、「プログラミングの資格を有する受験者に対する加点」と合わせることはできません。

#### 〔加点の要件〕

ボランティア加点対象事業に参加し、児童生徒の学習支援を含む活動に従事した活動実績が、教員採用選考テストに出願する前年度から過去3年間（令和2年度～令和4年度）において30回以上あり、そのことを実施団体から証明されていること。

- ・1回あたりの活動時間が、1時間程度以上のものを対象とします。
- ・実施団体からのボランティアに対する活動内容の評価によっては加点されない場合があります。

※ この加点の申請は出願時のみとし、出願受理後の申請及び申請内容の変更はできません。

※ 活動実績の証明として、「ボランティア活動実績証明書」の原本を提出していただきます。下記の発行依頼先より作成された「ボランティア活動実績証明書」を、大阪市教育委員会事務局 教職員人事担当（〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20）まで郵送してください。

※ 提出期限は、**令和5年5月19日（金）（必着）**です。なお、「ボランティア活動実績証明書」の内容が確認できるまでは、出願審査が保留となる（受理されない）ため、できるだけ速やかにご提出ください。

※ 原本を提出しない場合又は提出書類により加点の要件を満たさないことが明らかになった場合には、加点申請を取り消します。  
(ボランティア活動実績証明書の発行依頼先)

- ・局、区が実施しており、主な活動場所が学校園であるもの：各学校園
- ・局、区が実施しており、主な活動場所が学校園以外であるもの：各局、区の事業担当課（又は委託事業者）
- ・NPO等民間団体が実施する加点対象事業：NPO等民間団体

※ ボランティア加点対象事業一覧、ボランティア活動実績証明書の様式については、「大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおけるボランティア加点を実施します」（<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000430298.html>）をご覧ください。

#### 〔加点の内容〕

第1次選考	
すべての校種、教科等	面接テスト受験者の総合得点に20点加点

### 〔英語の免許状・資格を有する受験者に対する加点〕〔校種：「小学校」〕

校種「小学校」（大学院進（在）学者対象選考を除く。）を受験する人で、P 6 の留意事項における（1）、（2）、（3）、（4）のいずれかに該当する場合には、申請により第1次選考面接テスト受験者の総合得点並びに第2次選考の筆答テスト及び実技テストの合計得点のそれぞれに加点します。ただし、「ボランティア加点」、「数学」「理科」「保健体育」のいずれかの免許状を所有する受験者に対する加点、「特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者に対する加点」、「プログラミングの資格を有する受験者に対する加点」と合わせることはできません。

#### 〔加点の内容〕

	第1次選考	第2次選考
（1）又は（2）を満たす場合	面接テスト受験者の総合得点に90点加点	筆答と実技の合計得点に30点加点
（3）を満たす場合	面接テスト受験者の総合得点に60点加点	筆答と実技の合計得点に20点加点
（4）を満たす場合	面接テスト受験者の総合得点に30点加点	筆答と実技の合計得点に10点加点

### 〔英語の資格を有する受験者に対する加点〕【校種：「中学校（英語）」】

校種「中学校（英語）」（大学院進（在）学者対象選考を除く。）を受験する人で、次の留意事項における（2）及び（3）のいずれかに該当する場合には、申請により第1次選考面接テスト受験者の総合得点並びに第2次選考の筆答テスト及び実技テストの合計得点のそれぞれに加点します。ただし、「ボランティア加点」と合わせることはできません。

#### （加点の内容）

	第1次選考	第2次選考
（2）を満たす場合	面接テスト受験者の総合得点に30点加点	筆答と実技の合計得点に15点加点
（3）を満たす場合	面接テスト受験者の総合得点に20点加点	筆答と実技の合計得点に10点加点

#### 〔留意事項〕

- （1）英語の中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状を所有している人
- （2）英検1級合格、GTEC(CBT)1,350点以上取得、IELTS7.0以上取得、TOEFL(iBT)95点以上取得、TOEIC(L&R)945点以上取得のいずれかを満たす人
- （3）英検準1級合格、GTEC(CBT)1,190点以上取得、IELTS5.5以上取得、TOEFL(iBT)72点以上取得、TOEIC(L&R)785点以上取得のいずれかを満たす人
- （4）英検2級合格、GTEC(CBT)960点以上取得、IELTS4.0以上取得、TOEFL(iBT)42点以上取得、TOEIC(L&R)550点以上取得のいずれかを満たす人

※（1）の「英語の中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状の所有」とは、「令和6年4月1日時点で有効な普通免許状を所有していること」を意味します。これには、令和6年4月1日までに普通免許状を確実に取得できることを含みます。その他の資格は、出願締切日時点での合格又は取得していることを要件とします。なお、GTECはGTEC(CBT)に限ること、TOEFLはTOEFL(iBT)に限ることとし、TOEIC(L&R)は公開テストにより行われたものに限り有効とします。

※ この加点の申請は出願時のみとし、出願受理後の申請及び申請内容の変更はできません。

※ 第2次選考の合格者には、英語の中学校教諭・高等学校教諭の普通免許状の写し又は以下の証明書類の写しを提出していただきます。証明書類の写し等を提出しない場合又は加点の要件を満たさない場合には、このテストにより得た一切の資格を失います。

試験名称	実施団体	証明書類
英検：実用英語技能検定	日本英語検定協会	合格証明書の写し
GTEC(CBT) : Global Test of English Communication	ベネッセコーポレーション	オフィシャルスコア証明書(OFFICIAL SCORE CERTIFICATE)の写し
IELTS: International English Language Testing System	日本英語検定協会	公式の成績証明書(Test Report Form)の写し
TOEFL(iBT) : Test of English as a Foreign Language	国際教育交換協議会	公式スコアレポート(Test Taker Score Report)の写し
TOEIC(Listening & Reading Test) : Test of English for International Communication	国際ビジネスコミュニケーション協会	公式認定証(Official Score Certificate)の写し

### 〔「数学」「理科」「保健体育」のいずれかの免許状を所有する受験者に対する加点〕【校種：「小学校」】

校種「小学校」（大学院進（在）学者対象選考を除く。）を受験する人で、「数学」「理科」「保健体育」のいずれかの中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状を所有する場合には、申請により第1次選考面接テスト受験者の総合得点並びに第2次選考の筆答テスト及び実技テストの合計得点のそれぞれに加点します。ただし、「ボランティア加点」、「英語の免許状・資格を有する受験者に対する加点」、「特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者に対する加点」、「プログラミングの資格を有する受験者に対する加点」と合わせることはできません。

※ 「『数学』『理科』『保健体育』のいずれかの中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状を所有する」とは、「令和6年4月1日時点で有効な普通免許状を所有していること」を意味します。これには、令和6年4月1日までに普通免許状を確実に取得できることを含みます。

※ この加点の申請は出願時のみとし、出願受理後の申請及び申請内容の変更はできません。

※ 第2次選考の合格者には、免許状の写しを提出していただきます。免許状の写しを提出しない場合は、このテストにより得た一切の資格を失います。

#### （加点の内容）

第1次選考	第2次選考
面接テスト受験者の総合得点に90点加点	筆答と実技の合計得点に30点加点

## 〔特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者に対する加点〕【校種：「小学校」又は「中学校（特別支援学級）」】

校種「小学校」又は「中学校（特別支援学級）」（大学院進（在）学者対象選考を除く。）を受験する人で、特別支援学校教諭の普通免許状（自立教科及び自立活動を除く。）を所有する場合には、申請により第1次選考面接テスト受験者の総合得点及び第2次選考の所定の得点に加点します。ただし、校種「小学校」において、「ボランティア加点」、「英語の免許状・資格を有する受験者に対する加点」、「『数学』『理科』『保健体育』のいずれかの免許状を所有する受験者に対する加点」、「プログラミングの資格を有する受験者に対する加点」と合わせること、及び「中学校（特別支援学級）」において、「ボランティア加点」と合わせることはできません。

- ※ 「特別支援学校教諭の普通免許状を所有する」とは、「令和6年4月1日時点での有効な普通免許状を所有していること」を意味します。これには、令和6年4月1日までに普通免許状を確実に取得できることを含みます。なお、特別支援学校教諭の普通免許状における領域は問いません。
- ※ この加点の申請は出願時のみとし、出願受理後の申請及び申請内容の変更はできません。
- ※ 第2次選考の合格者には、免許状の写しを提出していただきます。免許状の写しを提出しない場合は、このテストにより得た一切の資格を失います。

### （加点の内容）

	第1次選考	第2次選考
小学校	面接テスト受験者の総合得点に90点加点	筆答と実技の合計得点に30点加点
中学校（特別支援学級）	面接テスト受験者の総合得点に90点加点	面接の得点に30点加点

## 〔プログラミングの資格を有する受験者に対する加点〕【校種：小学校】

校種「小学校」（大学院進（在）学者対象選考、大学推薦特別選考特例、教職大学院推薦特別選考特例、大阪市教師養成講座修了者特例を除く。）を受験する人で、下記の資格試験に合格している場合には、申請により第1次選考面接テスト受験者の総合得点に加点します。ただし、「ボランティア加点」、「英語の免許状・資格を有する受験者に対する加点」、「『数学』『理科』『保健体育』のいずれかの免許状を所有する受験者に対する加点」、「特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者に対する加点」と合わせることはできません。

### （加点の内容）

第1次選考
面接テスト受験者の総合得点に20点加点

- ※ すべての資格試験について、出願締切日時点での合格していることを要件とします。
- ※ この加点の申請は出願時のみとし、出願受理後の申請及び申請内容の変更はできません。
- ※ 第2次選考の合格者には、証明書類の写しを提出していただきます。証明書類の写しを提出しない場合又は提出書類により加点の要件を満たさないことが明らかになった場合には、このテストにより得た一切の資格を失います。ご提出いただく証明書類は次表のとおりです。

試験名称	実施団体	証明書類
ITパスポート試験		
基本情報技術者試験	情報処理推進機構	情報処理技術者試験合格証書の写し
応用情報技術者試験		

## 6. 中学校（特別支援学級）

この校種教科等で出願するには、中学校教諭の普通免許状（校種「中学校」で募集されている教科のうち、いずれかの教科の免許状）が必要です。なお、特別支援学校教諭の普通免許状は特に要件としませんが、当該免許状を所有している人には、加点制度があります。（上記参照）

- ・ テスト内容は、第2次選考の面接テストを除き、所有する中学校教諭の普通免許状の教科に関するテストと同じです。複数の教科の普通免許状を所有している人は、そのうちの一つの教科を選んで受験してください。
- ・ 第2次選考の面接テストは、1人約30分の個人面接を行い、その中で場面指導を行うとともに、特別支援教育に関する専門知識や大阪市の特別支援教育の現状と課題に関する質問等を行います。なお、この面接テストの対象者には、質問の参考に資するため、特別支援教育の経験や専門性に関する調査票を第2次選考筆答テスト時に提出していただきます。調査票については、第1次選考結果発表時に大阪市教育委員会ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/>に掲載します。ダウンロードできないときは速やかに教職員人事担当（06-6208-9123）に電話で問い合わせてください。
- ・ 第1次選考の合否判定は、他の教科と同じ方法ですが、第2次選考の合否判定は、筆答テスト及び実技テストで教科ごとに設定する合格基準点にすべて達している人を対象とし、面接テストの得点により判定します。

## 7. 「養護教諭（幼）」と「養護教諭（小中）」の併願

「養護教諭（幼）」と「養護教諭（小中）」は、志望順位を付けて併願することができます。併願した場合には、第1志望の第1次選考で不合格と判定されても、得点が第2志望の合格基準点に達し、かつ合格最低点を上回る場合には、第2志望の第2次選考を受験することができます。また、第1志望の第2次選考で不合格と判定されても、得点が第2志望の合格基準点に達し、かつ合格最低点を上回る場合には、第2志望の第2次選考を合格と判定します。

- ※ この併願の申請は出願時のみとし、出願受理後に申請及び申請内容の変更はできません。